**大阪府入札監視等委員会 入札監視第2部会 令和4年度 第2回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　令和5年1月31日（火）午後1時25分から午後3時25分まで

２　場所　　大阪赤十字会館4階　401会議室

３　出席委員　　4名

４　審議対象期間　　令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

５　会議の概要　　令和4年度第1回定例会議の抽出事案に係る講評を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局から報告を行った。

審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局、担当課に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数1,696件）のうち、委員が抽出した3件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　別 | 内　　　　　訳 |
| 建設工事 | 予定価格250万円を超えるもの |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 予定価格100万円を超えるもの |
| 委託役務業務 | 予定価格100万円（物件の借入れについては80万円）を超えるもの |
| 物品購入 | 予定価格160万円を超えるもの |

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答等　　別添のとおり

【抽出事案一覧】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 等 | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 随意契約 | 大阪府本庁舎本館東面レリーフその他改修工事（その３） | 92,400,000 |
| 委託役務 | 総合評価一般競争 | 令和４年度 中学生チャレンジテスト実施業務 | 278,300,000 |
| 委託役務 | 随意契約 | スマートシニアライフ事業推進等に関する業務 | 20,499,600 |

別 添

|  |
| --- |
| **【大阪府本庁舎本館東面レリーフその他改修工事（その３）】****≪令和4年度 第2回定例会議抽出事案≫** |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 　本件は当初の入札が取止めとなったため、結果的に随意契約としているが、発注の各段階において資格要件や予定価格をどのように設定したのか。 | 　当初の入札では、府庁本館が登録有形文化財であることを鑑み、文化財工事の元請実績を資格要件とし、積算基準及び見積書に基づき予定価格を設定して発注したが、応札した2者とも予定価格を超過した。次に、入札不落に伴う随意契約手続きに移行したが、この場合は入札時の資格要件等を変えることができず、見積りを依頼した2者とも文化財工事の元請実績がないため失格となった。これを受け、改めて工法及び予定価格を見直し、文化財工事の下請実績でも可とする参加要件で2者から見積りを徴取した結果、随意契約が成立したもの。 |
| 　本館東面レリーフ部分以外の通常壁面の改修工事を、本件と同時に別途発注しているが、一体の工事として発注した方が、競争性の向上が期待できたのではないか。 | 　本件と通常壁面の改修を一体の工事として発注すると、レリーフ部分の専門性に影響を受け、入札参加者が少なくなると見込まれたため、別途発注したもの。通常壁面の改修工事は一般的な条件のもと、多くの参加者による価格競争に付し、本件は資格のある参加者によって品質を確保した より良い方法で発注したという趣旨。 |
| 今後に向けて改善方針等はあるか。 | 　入札の際、事前に参加者の資格要件を確認することができれば、入札不落となった後の随意契約で失格となる事象は避けられるのではないかと考える。また、当初の入札時に資格要件や予定価格が事業者側と乖離している状況があったため、事前に客観的な市場動向を把握するなどの取組みを進めていきたい。必要に応じて、コンストラクションマネジメントの導入も検討していきたいと考える。 |
| ≪講　評≫　　本件は、当初の入札が不落となり、同じ条件で随意契約を試みたものの要件を満たす事業者がなく、最終的に工法や要件を見直した上で随意契約が成立したという事案である。本件は登録有形文化財の改修という特殊な工事であることから、今後は、事前に技術的要件や経費調査などを充分に行い、適切な参加資格及び予定価格により、公正性・競争性が確保された発注とするよう努められたい。また、本件工事と通常壁面部分の工事とを分けて発注したやむを得ない事情は理解できるが、やはり同時に施工することによって安全性の確保やコスト面に影響が生じることも否定できない。引き続き、よく調整して進められたい。 |
| **【令和４年度 中学生チャレンジテスト実施業務】** |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 　本件の応札者が一者となったことについて、どのように考えているか。また、本件を総合評価方式で発注しているが、一般競争入札の方が競争性の向上が期待できたのではないか。他発注との競合もあり応札者が少ないとのことだが、複数年契約や各学年の分割発注、実施時期の変更等を行うことにより、参加者が増えることは考えられないか。 | 　本件は470校、21万人の生徒を対象とした大規模な業務であり、履行可能な事業者が限られる中、他自治体等の発注との競合もあるため、結果として一者になったものと考えている。また、高校入試における調査書に記載する評定の公平性の担保にも資する重要なテストであることから、価格にも重きを置きつつ、迅速な採点・集計の仕組みや分析手法、セキュリティ体制等、事業者のノウハウを生かした提案を求めるため、総合評価方式を採用している。　複数年契約は担当部局としても有効と考えるが、現状では財政的な制約から認められていない。また、各学年で分割しても、1件が7万人規模となり、やはり履行可能な事業者が限られる。実施時期については、高校入試のタイミングや1学年分の学力成果を測ることを鑑み、変更することは困難と考えている。 |
| 今後に向けて改善方針等はあるか。 | 　入札参加者が少ないことは課題と認識しており、令和4年度の入札から共同企業体での参加を可としたところ、応札には至らなかったものの、実際に共同企業体の参加申込があったため、引き続き参加者の確保に努めていきたい。 |
| ≪講　評≫本件は、総合評価方式で発注したものの、結果的に応札者が一者となったものである。本件業務は受験者数等の実施規模が大きく、履行できる事業者は限られるとの判断から、今回の入札より共同企業体の参加も認めるよう入札参加資格を変更し、競争性の確保に努めている点は評価できる。しかしながら、契約期間が1年というのでは、組織化にコストのかかる共同企業体での入札を促すには限界があることもまた事実である。そこで、例えば、契約期間を3年などの複数年にするといった工夫をすれば、競争性が向上し、かつ事業の安定化や業務品質の確保にも寄与すると思われるため、今後とも継続的な見直しに努められたい。 |
| **【スマートシニアライフ事業推進等に関する業務】** |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 本件は結果的に一者の応募となっているが、その要因をどのように考えているのか。また、競争性を確保するため、公募に当たってどのような工夫をしたのか。　本件の履行に当たっては、スマートシニアライフ事業を立ち上げる際に検討した「推進体制検討業務報告書」が必要と思われるが、公募時に提供していたのか。　今後に向けて改善方針等はあるか。 | 　スマートシニアライフ事業は令和3年度から実施しているところであるが、同事業が一般的に認知されていない状況の中で公募したこと及び履行可能な事業者が限られることが要因であったと考えている。また、公募に当たっては、市町村や民間事業者に対し、同事業を進めるための計画を策定してもらうよう普及啓発に努めた。　同報告書には、スマートシニアライフ事業の協議会に参画する事業者の利益を害するおそれのある情報が含まれているため、公募時には提供せず、受注者に交付することとした。本件は同事業の実施主体等の設立を含めた自走可能なビジネスモデルを検討するものであり、同報告書の内容にかかわらず提案は可能と考えたもの。　今後は、本事業の実施内容や方法等について、多様な事業者から提案を受けられるよう、可能な限りの情報提供を行うとともに、本事業に参画してもらうような形で周知に努めていきたい。 |
| ≪講　評≫　　本件は、大阪府と民間企業で構成された協議会が実施するスマートシニアライフ事業の今後の運営方針等について検討する業務であり、民間事業者の専門性やノウハウ等を活用した提案を求めるため、公募型プロポーザル方式で発注したものである。しかしながら、本件では事業内容をよく把握した上で提案を行う必要があるにもかかわらず、事前の情報提供が限定的になっている面があると思われ、スマートシニアライフ事業に関与していない事業者の参加が困難であったと考えられる。公募型プロポーザル方式での発注は、複数の事業者からの企画提案により事業者を選定することが期待されていることから、後続の案件を発注する際は、事業経過や業務内容、求める提案の趣旨等を、より分かりやすく提示し、新規参入者でも応募できるよう、競争性の確保に努められたい。なお、検討結果等については、次回の定例会議において報告されたい。 |

**≪令和4年度第1回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告≫**

|  |
| --- |
| **【大阪府立光陽支援学校における学校給食調理業務】** |
| 委　　員　　意　　見 | 担 当 課 等 報 告 〔事務局より報告〕 |
| ・本件は、契約解除後の残期間に係る学校給食業務について、早急に発注する必要があったことから、随意契約を締結したものであり、対応としては妥当であったと考える。・一方で、契約解除は事業者による契約不履行が多くあったことが要因とのことであり、今後はこのような事象を防止するため、総合評価入札など、さらなる業務品質の確保ができるような方策について検討されたい。 | ・令和元年8月履行開始の契約から、業務責任者及び業務責任者代理の経験年数を緩和するとともに、全ての調理従事者に求めていた調理師免許を不要とした。⇒入札要件の緩和に伴う入札参加者の増加により、上記対応後は入札不調が生じておらず、全ての案件で落札されている。・令和2年8月履行開始の一部契約において、契約不履行となる事例が見受けられたことを踏まえ、令和3年8月履行開始の契約から、調理従事者の最低配置人員を仕様書に規定。また、令和4年3月履行開始の契約から、最低配置人員を満たさない場合は違反点を付す項目を追加し、点数の累計より委託料の減額又は契約解除を行う旨を契約書及び仕様書に規定。⇒最低配置人員を設定し、学校ごとの人員不足が可視化されたことによって人員配置の適正化が図られ、遅配等を未然に防止できている。また、違反点項目の設定に伴う履行状況等の報告書のやり取り等を通して、事業者側に仕様書遵守に係る一定の意識付けができていると認識している。・総合評価入札については、他自治体の例を参考に検討しており、積極的に取り入れたいと考えるが、応札の負担増による入札参加者の減少など、全案件で導入した場合は入札不調等が懸念されるため、慎重な判断が必要と認識している。 |